**令和2年度老齢厚生年金関係手続き及び留意事項等**

１　　退職に係る老齢厚生年金の手続きについて

　　（１）定年退職者

　　（２）定年前退職者

　　（３）再任用・勤務延長等（フルタイムに限る）終了予定者

　　（４）臨時的任用退職者

　　（５）年金の支給について

２　　定年退職者に関する留意事項

　　（１）老齢厚生年金・老齢基礎年金の繰上げ受給について

　　（２）退職後、再就職の予定がある場合

　　（３）年金額の試算について

　　（４）配偶者（60歳未満）の公的年金への加入について

３　　定年前退職者に関する留意事項

　　（１）公的年金への加入について

　　（２）年金額の試算について

４　　障害厚生年金について

　　（１）障害厚生年金の支給要件

　　（２）事後重症制度について

５　　遺族厚生年金について

　　（１）遺族厚生年金の支給要件

　　（２）遺族の範囲

　　（３）遺族基礎年金について

* 上記については、令和2年4月時点の制度等により記載しています。

公立学校共済組合千葉支部年金班

　　　　　電話　０４３－２２３－４１１５・４１１６

　　　〒260－8619　千葉市中央区市場町１－１

　公立学校共済組合千葉支部年金班

　TEL：043-223-4115・4116

　〒260-8619　千葉市中央区市場町１－１

**１　退職に係る老齢厚生年金の手続きについて**

**（１）定年退職者**

　　　令和３年１月　「退職届書」の提出

　　　　令和２年度末定年退職者については、年金受給開始年齢が６４歳であるため、年金待機者として登録することになります。そのため、当年度中に年金請求書を提出いただくことはありません。

　　　　１２月中旬に所属（千葉市除く市町村費職員分は市町村教育委員会）へ「退職届書」を配布しますので、期限までに年金班へ提出してください。（詳細別途通知）

　　　　「退職届書」による手続きが終了し、年金待機者として登録されると、公立学校共済組合本部から組合員の自宅へ「年金待機者となられた方へ」及び「年金待機者登録通知書」が順次郵送されますので、大切に保管してください。

　　　※　年金待機者として登録された後、６４歳に達する日の前日に年金受給権が発生し、翌月分から年金の一部が支給されます。

　　　　　受給権発生月の約２ヶ月前に公立学校共済組合本部より組合員の自宅へ年金請求書類が送付されますので、記入の上必要書類と併せて提出いただくこととなります。ただし、退職後に公立学校共済組合以外の年金制度に加入された方は、当該制度所管機関から請求書類が送付されます。

　　　※　令和３年４月からフルタイム再任用又はフルタイムの臨任講師となる方は、引き続き公立学校共済組合員となります。そのため年金待機者として登録はされませんが、退職届書は提出してください。

**（２）定年前退職者**

　　　退職時　「退職届書」の提出

　　　　退職時に「退職届書」を、所属（千葉市除く市町村費職員は市町村教育委員会）経

　　　由で年金班へ提出してください。

　　　　「退職届書」による手続きが終了し、年金待機者として登録されると、公立学校共済組合本部から組合員の自宅へ「年金待機者となられた方へ」及び「年金待機者登録通知書」が順次郵送されますので、大切に保管してください。

　　　※　年金待機者が一定の年齢に達すると、年金受給権を取得し、翌月分から年金の一部が支給されます。（支給開始年齢は生年月日により順次引き上げられています。）

　　　　　受給権発生月の約２ヶ月前に組合員の自宅へ年金請求書類が送付されます。送付元は原則として、最後に加入していた年金制度を所管する機関となります。

**（３）再任用・勤務延長等（フルタイムに限る）終了予定者**

　　①昭和３０年４月２日～昭和３３年４月１日生まれの方

　　令和３年３月　「改定請求書」の提出

　　　上記の方は、老齢厚生年金に係る改定請求書を提出いただきます。

　　　１月中旬～２月上旬の間に再任用・勤務延長等（フルタイムに限る）終了予定者の調査を行います。その回答をもとに、２月下旬頃に該当者のいる所属（千葉市除く市町村費職員分は市町村教育委員会）へ当該請求書を配布しますので、提出期限までに提出してください。（詳細別途通知）

　　②昭和３３年４月２日～昭和３５年４月１日生まれの方

　　令和３年３月　「退職届書」の提出

　　　上記の方は、支給開始年齢が６３歳又は６４歳であるため、「退職届書」を提出いただきます。

　　　１月中旬～２月上旬の間に再任用・勤務延長等（フルタイムに限る）終了予定者の調査を行います。その回答をもとに、該当者のいる所属（千葉市除く市町村費職員分は市町村教育委員会）へ退職届書を配布しますので、提出期限までに提出してください。

（４）臨時的任用退職者

　　①年金を受給していない方

　　退職時　「退職届書」の提出

　　　退職時に「退職届書」を、所属経由で提出してください。

　　②年金を受給している方

　　　　年齢に応じて提出いただく書類が変わりますので、必ず年金班あてにご連絡ください。連絡をいただいた後、必要書類を所属あてに送付します。

* 年度途中に退職する場合は、必ず年金班にご連絡ください。

**（５）年金の支給について**

　　　　令和２年度末定年退職者は、６４歳の誕生日以降に年金の手続きを行うこととなり、決定後に指定口座へ年金が支給されます。各偶数月の１５日に前２ヶ月分が振り込まれます。

　　　　上記（３）①及び（４）②に該当する者の退職後２回目以降の支給についても同様に各偶数月の１５日に前２ヶ月分が振り込まれます。ただし、退職後（３月末退職の場合）初回の支給につきましては、事務手続きの関係上、支給日が８月以降になる見込みですのでご承知おきください。

**２　定年退職者に関する留意事項**

**（１）老齢厚生年金・老齢基礎年金の繰上げ受給について**

　　　　以前は６０歳から老齢厚生年金が支給されていましたが、昭和２８年４月２日以降に生まれた方は、生年月日に応じて支給開始年齢が６１歳～６５歳まで段階的に引き上げられています。

　　　　ただし、６０歳に達した日以降、支給開始年齢に達する前に繰上げの請求をした場合は、繰上げ支給の老齢厚生年金を受けることができます。

　【繰上げをしない場合】

60歳　　　　　　　　　 64歳（支給開始年齢） 　65歳

|  |  |
| --- | --- |
| 特別支給の　　　　老齢厚生年金 | 老齢厚生年金 |
|  | 老齢基礎年金 |

　【６０歳から繰上げをした場合】

　　 　60歳　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　 　65歳

|  |
| --- |
| 繰下げ支給の老齢厚生年金（繰上げ月数１月あたり0.5％減額） |
| 繰下げ支給の老齢基礎年金（繰上げ月数１月あたり0.5％減額） |

　　　　▲　請求日

　　繰上げ支給の老齢厚生年金は、以下のような制限があります。

　　　ア．繰上げ月数１月あたり０．５％減額され、請求の取り下げは出来ません。

　　　　（一生涯、減額された年金額となります。）

　　　イ．通常６５歳から受給する「老齢基礎年金」を同時に請求する必要があります。

　　　　（老齢厚生年金のみの繰上げ請求は認められません。）

　　　ウ．障害基礎年金及び事後重症による障害厚生年金の請求は出来ません。

　　　エ．厚生年金に加入している場合の老齢厚生年金は、全部又は一部が原則支給停止となります。（停止分は退職後も支給されません。）

　　　　繰上げ請求は、通常の老齢厚生年金の請求手続きとは異なります。繰上げ請求を

希望される方は、令和３年２月中に希望者本人から年金班までご連絡ください。

　　　　ご連絡の際にいくつか確認をさせていただいた後、繰上げ請求に係る関係書類を

　　　所属へ送付します。

**（２）退職後、再就職の予定がある場合**

　　①引き続き公立学校共済組合に加入する場合

　　　　フルタイム再任用・勤務延長等又はフルタイムの臨任講師等の方は、引き続き公立

学校共済組合に加入することになります。

　　②厚生年金（日本年金機構・私学共済）に加入する場合

　　　　民間企業に就職、非常勤職員若しくは私立学校に就職するなど共済組合以外に再就職する方は、勤務形態によっては一般厚生年金制度に加入することになります。

　　　　ただし、再任用ハーフタイムの方は厚生年金制度には加入しません。

　　　※　年金受給者の受給額の調整について

　　　　　６５歳までは、総報酬月額相当額（標準報酬月額＋その月以前１年間の標準賞与合計額÷１２）と年金月額の合計が２８万円を超えた場合、年金の全部又は一部が支給停止となります。

　　　　　６５歳以降は、総報酬月額相当額と年金月額が４７万円を超えた場合に、年金の全部又は一部が支給停止となります。

　　　　　退職時にその期間を年金の算定期間に算入します。

**（３）年金額の試算について**

　　　　試算を希望する場合は、下記までご連絡ください。（試算額は見込額であり、実際の支給額とは異なりますのでご留意ください。）

公立学校共済組合千葉支部年金班

TEL　０４３－２２３－４１１５・４１１６

**（４）配偶者（６０歳未満）の公的年金への加入について**

　　　　組合員が扶養する配偶者は、「第三号被扶養者」として「国民年金」に加入していますが、組合員が退職すると「第三号被扶養者」ではなくなります。そのため、配偶者が６０歳未満であればいずれかの年金制度に加入しなければなりません。

なお、組合員が「任意継続組合員」となる場合でも、この制度は短期給付（健康保険等）のみが対象であるため、上記同様に配偶者は国民年金等に加入する必要があります。

**３　定年前退職者に関する留意事項**

**（１）公的年金への加入について**

　　　　６０歳まではいずれかの公的年金制度に加入する義務がありますので、退職後の職業等に応じて速やかに加入手続きを行ってください。なお、「任意継続組合員」はあくまで健康保険等の制度であり、年金制度に加入するものではありませんのでご注意ください。

　　　①厚生年金　　　→　民間企業に就職、公的機関の非常勤職員等

　　　②私学共済年金　→　私立学校の教職員

　　　③国民年金　　　→　自営業、農業、無職など①・②に該当しないすべての者

　　　　　　　　　　　　　①・②に加入している者の被扶養者（第三号被保険者）

４　障害厚生年金について

　　　障害厚生年金は在職中の病気やけがによって障害状態となったとき、要件に該当する場合に支給されます。

　　　被用者年金制度の一元化後（平成２７年１０月から）は、在職中であっても一部を除いて障害厚生年金が支給されます。

**（１）障害厚生年金の支給要件**

　　①　「初診日」（傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）において組合員であること。

　　②　「障害認定日」（初診日から起算して１年６月を経過した日）に障害等級の１級から３級に該当する障害状態にあること。

　　　　※　障害者手帳の障害等級とは基準が異なります。

　　③　保険料納付要件を満たしていること。

* 障害認定日の特例（特例症例）

　次の表の場合は１年６月を経過する前であっても、それぞれの日が障害認定日となります。

|  |  |
| --- | --- |
| **特例症例の現象** | **障害認定日** |
| 上肢・下肢を離断、切断したもの | 離断又は切断した日 |
| 人工骨頭、人工関節を挿入、置換したもの | 挿入、置換した日 |
| 脳血管疾患による機能障害 | 初診日から６月を経過した日 |
| 心臓ペースメーカー、人工弁を装着したもの | 装着した日 |
| 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を移植又は装着 | 移植、装着した日 |
| ＣＲＴ，ＣＲＴ－Ｄを装着 | 装着した日 |
| 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管　　　　（ステントグラフトを含む）を挿入置換 | 挿入置換日 |
| 人工透析療法を施行したもの | 人工透析を開始した日から３月を経過した日 |
| 新膀胱を造設したもの | 造設した日 |
| 人工肛門を造設又は尿路変更術を施行したもの | 施行した日から６月を経過した日 |
| 喉頭を全摘出したもの | 施行した日 |
| 在宅酸素療法を行っている場合 | 在宅酸素療法を開始した日 |
| 遷延性植物状態であるもの | 状態に至った日から３月を経過した日 |

**（２）事後重症制度について**

　　　　「障害認定日」の時点では、まだ障害等級の１級から３級に該当しなかったが、その後６５歳に達する日の前日までに障害状態となった場合（「事後重症」という）は、その時点から請求することができます。

障害年金の請求を希望、又は詳細をお知りになりたい方は、千葉支部年金班の障害年金担当までお問い合わせください。

　TEL：０４３－２２３－４１１６

５　遺族厚生年金について

　　　遺族厚生年金とは、組合員が在職中又は退職後に死亡したときに、要件に該当する遺

　　族に支給される年金です。加えて要件に該当する子のある配偶者には、遺族基礎年金が

　　併せて支給されます。

**（１）遺族厚生年金の支給要件**

　　①組合員が在職中に死亡したとき

　　②退職後に、組合員であった間の傷病が原因で、初診日から５年以内に死亡したとき

　　③障害等級が１級又は２級の障害厚生年金等の受給権者が死亡したとき

　　④組合員期間等が２５年以上の者が死亡したとき

　　　※　①②については保険料納付要件あり

**（２）遺族の範囲**

　　　　遺族厚生年金を受給できる遺族とは、組合員又は組合員であった者の死亡当時、その者によって生計を維持されていた次の者をいいます。なお、上順位の者に支給される場合、下順位の者に支給されることはありません。

※１　子及び孫については次のいずれかに該当する未婚の者に限ら

　　　れる。

　　　ア　１８歳到達年度の末日(≒高校卒業)までの間にあること

　　　イ　２０歳未満で障害等級１級若しくは２級に該当する障害

　　　　　状態にあること

※２　夫、父母、祖父母については受給権発生時５５歳以上（支給

　　　開始は６０歳）

　　　３０歳未満で子のない妻が遺族となる場合は、５年間の有期

　　　支給となる。

第一順位　配偶者及び子

第二順位　父母

第三順位　孫

第四順位　祖父母

**（３）遺族基礎年金について**

　　　　遺族基礎年金は、組合員が死亡したときに、子のある配偶者又は子に対して支給されます。したがって、子がいない場合には支給されません。子とは１８歳到達年度の末日までにある子又は２０歳未満の障害等級１級若しくは２級の障害状態にある子で、いずれも未婚の方に限ります。

　～事務担当者様～

　組合員の方が亡くなったときは下記へご連絡ください。

　状況を伺った上で、必要書類を所属あてに送付します。

　公立学校共済組合千葉支部年金班　TEL：０４３－２２３－４１１６